

## 公園管理運営士更新講習 Q&A

平成28年度の公園管理運営士更新講習で寄せられました講習に関する質問・疑問につきまして、ご回答いたします。なお、質問の意図が不明瞭なもの等については割愛させていただきます。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

### 《大阪会場》

Q1： 指定管理者制度の「メリット」について教えてください。

A1： 指定管理にチャレンジするメリットは、行政の代行者になるとともに民間らしい柔軟性や機動性、経営力を生かして公園を経営することで社会貢献するという機会が得られることであり、今後も拡大するマーケットに参入できることです。〈小口〉

Q2： 指定管理者として、公園に新しい施設、サービスを導入するにあたり、どうすれば行政側の許可を得やすくなるのかという点が知りたいです。

A2： 導入したいと考えている施設やサービスが、当該自治体の抱える課題解決に貢献する中身であることが一番の近道です。また、それを導入することでどのような効果が上がるのかなどの説得力あるエビデンスを用意することも大事です。〈小口〉

Q3： 都市部と地方との人口の格差のあるところでパークマネジメントをどの様に取り組めばよいか教えてください。

A3： 人口規模が違っていても基本的な考え方に違いはありません。維持管理、運営管理、財務等も含め課題解決が仕事の中身になります。都市により課題の違いはあるでしょうが、自らが動員できる経営資源で課題解決にあたるのがパークマネジメントだと考えます。〈小口〉

### 《東京会場》

Q1： 公園の本来の機能の保持と新しい事業参入との調整はどうすべきでしょうか。

A1：公園の本来の機能は時代のニーズにより変化するものもあると思います。公園の本来の機能を保持すべき価値と新しい事業がもたらす価値との比較考量が必要でしょう。調整にはこの比較考量による説明責任を果たすことが大事です。〈小口〉

Q2：新宿中央公園で、外部持ち込みイベントについては、使用料をとっていますか。

A2：園内を占有して利用者から料金徴収を行う場合、その面積分の料金を新宿区へ支払う。〈深沢〉

Q3：新宿中央公園で行われるイベント数、自主事業と持ち込み型の割合を教えてください。

A3：仕様書で新宿区から定められている「春祭り」、「夏祭り」の指定行事以外は全て指定管理者による自主事業（9事業）と2つの地域行事です。〈深沢〉

Q4：新宿中央公園にいたホームレスの方は、どのように自立していったのか気になりました。

A4：当時ホームレスでも昼夜常に公園に起居する者のほか、日中は仕事して夜だけ公園で寝泊りしている者も多数いた。区役所の紹介により福祉施設等に入居されたケースや仕事を斡旋され借り上げアパートなどに入ったケースなど様々です。〈深沢〉

Q5：新宿中央公園に於ける「にぎわいイベント」に必要な原資はどこから調達したのですか。（収支内容について）

A5：自販機などの売上収入が主です。〈深沢〉

Q6：新宿中央公園の管理で樹木の伐採を行ったとのことだったが、伐採量に関する規準などはどの様な考えで行ったのか教えてください。

A6：開園後50年近くを経過し、樹木の成長とともに枯損やビル風による落枝も多数発生。特に芝生広場は植栽密度も高く、日照不足により広場内の芝生も生育せず裸地化が進行。共同体を組む造園会社の樹木医により専門診断を行い、今後の広場利用を考慮して対象木を区役所と協議の上決定。地域センターにて住民説明会を開催して公園利用者にも理解を求めその後作業を行いました。〈深沢〉

回答は、事務局の他、下記の講師をお願いいたしました。ご協力ありがとうございました。

一般社団法人 公園管理運営士会 関東支部長 兼 小口健蔵オフィス 代表  
小口 健蔵 講師

一般財団法人 公園財団 新宿中央公園管理事務所長 深沢 勇司 講師